

広島市が制度改善

250万以上を一般入札

6月以降工事案件に適用

広島市は21日、2007年度の公共工事の入札・契約制度の改善内容を公表した。一般競争入札は、建設工事で予定価格250万円以上、建設コンサルタント業務で設計金額1000万円以上に拡大する。WTO（世界貿易機関）対象を除くすべての一般競争は入札後参加資格確認型とする。高落札率入札調査制度の導入や指名停止措置の強化なども実施する。いずれも6月1日以降に公告する案件から適用する。

業務は100万以上

これまで一般競争入札は、これまで設計金額5000万円以上の建設工事に適用していた。5000万円未満の建設工事、設計金額3000万円以上の建設コンサルタント業務は、簡易公募型指名競争入札だった。工事での指名競争入札は、現行どおり、緊急の災害復旧工事などに限定する。

高落札率入札調査制度は、設計金額1億円以上の工事を対象に、設計金額の95%以上の入札があった場合、すべての入札参加者に工事費内訳書の提出を求めるなどして、談合の事実がないかどうかを調査する。

市は、設計金額の95%以下での入札を入札参加者に求める希望価格制度を04年度から導入し、当

初は効果を上げていた。なった場合の指名停止期間が、95%を超える案件が間を、通常の指名停止期間に1ヵ月加算している。

これまで希望価格を超える案件については、任意で調査してきたが、高落札率入札の案件が増えたため、調査を制度化する。

指名停止措置の強化では、談合などによる指名停止から3年を経過するまでに、再度指名停止と

が、制度の適用期間を3年から5年に延長する。このほか、前年度の完成工事平均成績点に応じ、当該年度内に受注できる工事の件数を制限を、受注能力のある業者の入札参加機会を確保するため撤廃する。総合評価落札方式では、障害者雇用の状況、男女共同参画への取り組み、ISOシリーズの認証取得の状況などの項目を新たに追加する。

19年 5月 22日

建設通信新聞